

石川県障害者フライングディスク（FD）協会 会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、「石川県障害者フライングディスク（FD）協会」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所を石川県金沢市御所町イ 21-5 ふれあい工房たん御所に置く。

(目 的)

第3条 この会は、石川県内における障害者フライングディスク種目の振興、及び競技の普及を図るため、フライングディスクに関する諸事業を行うことで、障害者の自己実現や社会参加につなげるなど障害者福祉向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会開催事業
- (2) 教室開催事業（普及と競技者の育成）
- (3) 指導者派遣、協力事業
- (4) 指導者要請事業
- (5) 地域大会並びに地方組織設立の協力事業
- (6) フライングディスク関係資料の収集・提供と広報事業
- (7) 障害者福祉の向上、並びに普及啓発に関する事業
- (8) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 団体正会員 この会に賛同して入会した団体
- (2) 個人正会員 この会に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この会に賛同して支援する個人または団体

(会員資格の期限及び更新)

第6条 会員資格は、入会した日から開始される。

有効期限は、毎年4月1日～翌年3月31日までとする。会員はその資格を更新するために、別に定める年会費を毎年3月20日までに納めるものとする。

(会員資格の停止)

第7条 会員が次の各項に該当したとき、理事会の承認を経て理事長がその資格を停止することができる。

- (1) この協会会費の納入義務を怠ったとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、この協会の目的に違反する行為のあったとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第8条 この会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、理事5～10名、監事2名、顧問若干名とする。

第9条 (1) 会長、副会長及び理事長は、理事会において選出し、総会の承認を経て決定する。

(2) 理事は、正会員の中から総会において選任する。

(3) 理事及び監事は、相互に兼ねることができないものとする。

(監事)

第10条 監事は、総会において選任する。

(顧問)

第11条 この会に、顧問を置くことができる。

顧問は、総会の推挙によって会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第12条 (1) 会長は、この会を代表し、業務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときその職務を代行する。

(3) 理事長は、会務を処理し、理事会のとりまとめを行う。

(4) 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

(5) 監事は、次の業務を行う。

・財産の状況を監査すること。

・財産の状況または執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

・前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(6) 顧問は、この会の諮問に応じるものとし、総会ならびに理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第13条 (1) 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(2) 補欠または増員により選任した役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。

(3) 役員は、辞任または任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 事務局

(事務局長)

第14条 (1) 事務局長は、会の事業運営のとりまとめを行う。

(2) 事務局長は、理事会において選任する。

(組 織)

- 第15条 (1) 事務局は、(総務・広報部・経理・事業・指導) をとりおこなう。
(詳細は、別紙『事務分掌内容』のとおり)
(2) 事務局次長及び事務局部員は、理事会において選任する。

(任 期)

- 第16条 事務局長、事務局次長、事務局部員の任期は、第13条(役員任期)に準ずる。

第5章 会 議

(会議の種別)

- 第17条 (1) この会の会議は、総会、理事会及び事務局部会の3種とする。
(2) 総会は、設立総会、定時総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第18条 (1) 総会はこの会の最高意思決定機関であって、正会員をもって構成する。
(2) 理事会は、会長、副会長その他の理事をもって構成し、「総会に提出する議案」「会の業務遂行に必要と認められる事項」について審議する。

(会議の機能)

- 第19条 総会は、この会則に定めるものの他、次の事項を議決する。
(1) 事業報告の承認
(2) 事業計画の決定
(3) その他、この会の運営に関する重要な事項

(会議の開催)

- 第20条 (1) 定時総会は、毎年5月に開催する。
(2) 臨時総会は、理事会が必要と認めるときに開催する。
(3) 理事会は、年2回を目安として理事長が招集する。その他、会長が必要と認めるときに開催する。
(4) 事務局部会は、事務局長が必要に応じ召集する。

(会議の議長)

- 第21条 (1) 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。
(2) 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
(3) 事務局部会の議長は、各部員がこれにあたる。

(会議の議決)

- 第22条 (1) 総会は、正会員の過半数の出席(委任状を含む)で成立する。
(2) 理事会は、理事の2/3以上の出席(委任状を含む)で成立する。
(3) 事務局部会は、部員の過半数の出席(委任状を含む)で成立する。
(4) 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。
(5) いずれの会議も、必ず議事録を残すものとする。

第6章 会計

(財産の構成)

第23条 この会の財産は、会計年度内における、次に挙げる収入をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(財産の管理)

第24条 この会の財産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が決定する。

(経費の支弁)

第25条 この会の財産は、運用財産をもって支弁する。

(会費)

第26条 この会の会費は、次のとおりとする。ただし「日本障害者フライングディスク連盟」に年会費を納めた会員を除く。

- | | | |
|--------------|------|---------|
| (1) 団体正会員 | 年額一口 | 10,000円 |
| (2) 個人正会員 | 年額一口 | 2,000円 |
| (3) 賛助会員(団体) | 年額一口 | 5,000円 |
| 賛助会員(個人) | 年額一口 | 2,000円 |

(予算及び決算)

第27条 この会の収入予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後に監事の監査を経て理事会で承認を得、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第28条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第29条 この会則は、総会において出席者(委任状を含む)の過半数の議決を経なければ変更することができない。なお改正案は、総会の1ヶ月前までに全会員に通知されなければならない。

付 則

- 1 この会の会則は、設立当初年度につき、平成16年 2月14日から施行する。
- 2 この会の会則(第2条)は、平成17年6月1日に改定。
- 3 この会の会則(第2条)は、平成19年4月1日に改定。
- 4 この会の会則(第2条)は、平成20年5月24日に改定。
- 5 この会の会則(第2条)は、平成21年4月1日に改定
- 6 この会の会則(第2条)は、平成22年4月24日に改定
- 7 この会の会則(第2条)は、平成24年4月22日に改定
- 8 この会の会則(第2条)は、令和2年6月7日に改定

石川県障害者フライングディスク協会 業務内容

理事会は研修部へ以下の業務を遂行するために要請をとりおこなう。

- ① 理事会は研修部を統括する。
- ② 大会（競技会）での運営に必要な研修（審判講習・運営に必要な助言）
- ③ 各種（教室・体験会）派遣事業での指導員への指導講習

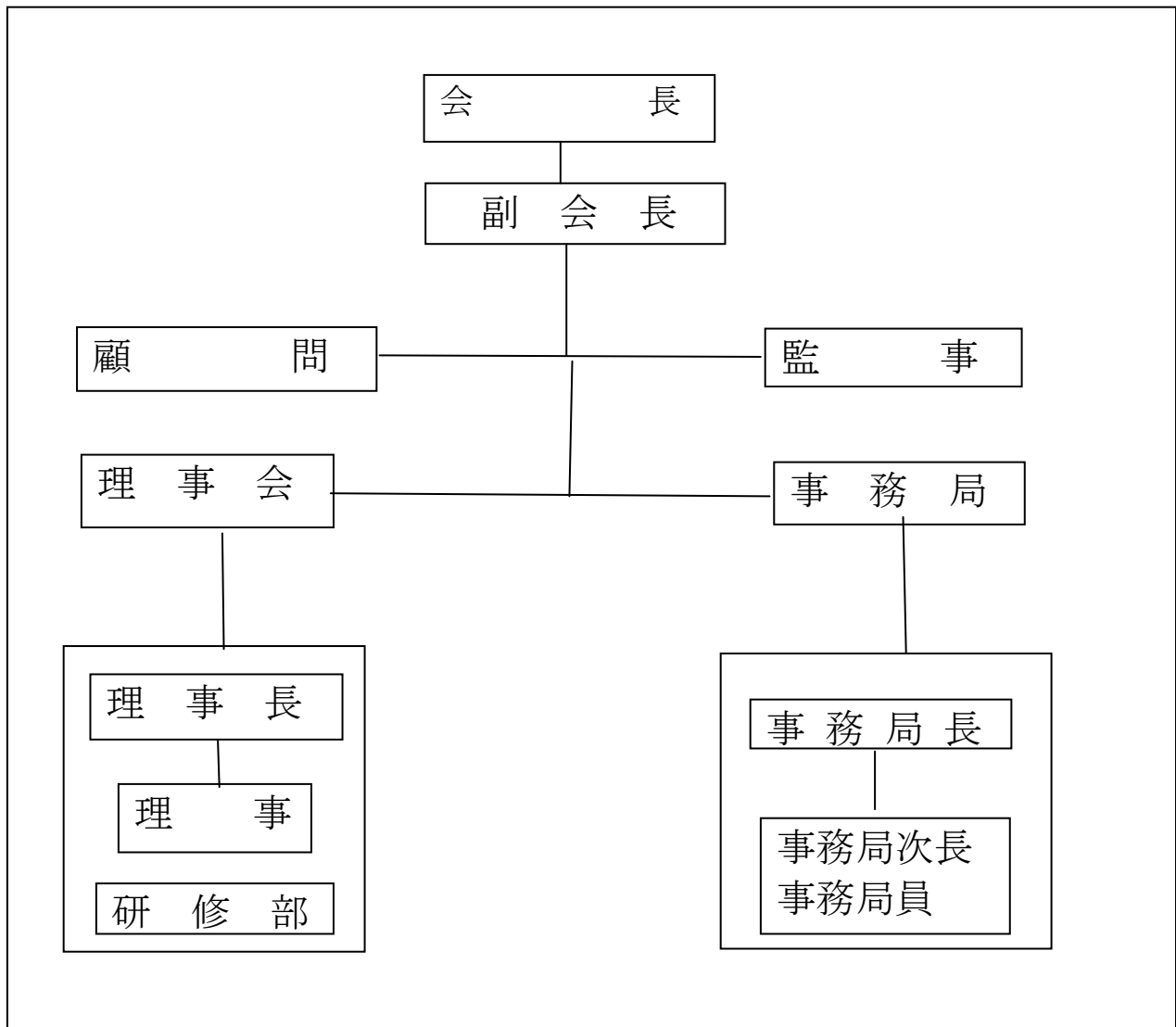
事務局は、以下のような（総務・広報・経理・事業・指導）関連事務をとりおこなう。

- ①協会の事業案内⇒文書の作成⇒印刷⇒発送作業
- ②指導者派遣依頼の調整⇒文書の作成⇒印刷⇒発送作業
- ④ 大会・教室等の申し込み受け付け、問い合わせ対応⇒文書の作成⇒印刷⇒発送作業
- ⑤ 総会・理事会の招集⇒会長・理事長との連携⇒案内文書の作成⇒印刷⇒発送作業
- ⑥ ホームページの更新・編集
- ⑥会費参加費の徴収と入金確認
- ⑦必要経費の支払い・振込み作業
- ⑧その他出納管理に関すること
- ⑨大会等⇒開催要項の作成⇒印刷⇒発送作業
- ⑩大会での運営進行とスタッフ配置調整を理事会及び研修部と検討⇒作成
- ⑫指導者養成講習会⇒開催要項の作成⇒印刷⇒発送作業

研修部は、以下のような（定期的な研修会の開催運営）関連業務をとりおこなう。

- ① 指導員に対する指導法の解説・レクチャ
- ② 指導員及びボランティアに対する大会・競技会に向けての審判法の解説・レクチャ
- ③ 養成講習会での講師業務をとりおこなう。
- ④ 大会・競技会・体験会での助言をおこなう。

石川県障害者FD協会組織図



新事務所先 920-0813

石川県金沢市御所町イ 21-5 ふれあい工房たんと御所内 酒井健二

090-3886-6677

FAX 076-254-6752

協会事務局 E-mail tanto-yuto3@mopera.net

事務局酒井 E-mail tanto-yuto4@mopera.net

協会ホームページアドレス <http://i-shifd2004.sakura.ne.jp/>